

第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る募集要項

- 1 業務名
第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務
- 2 業務概要
別紙「第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務 企画提案仕様書」参照
- 3 委託期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
令和5年度業務
ニーズ調査業務及び関連業務
契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
令和6年度業務
第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務及び関連業務
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 見積限度額
令和5年度業務分
ニーズ調査業務及び関連業務 2,160,000円（税込み）
令和6年度業務分
第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務及び関連業務
1,840,000円（税込み）
- 5 選定方法
公募型プロポーザル方式による選定
- 6 提出・問い合わせ先
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市健康福祉部子ども福祉課 担当；矢尾・井上
TEL 0776-50-3042 FAX 0776-68-0324
E-mail kosodate@city.fukui-sakai.lg.jp
- 7 参加資格
次の条件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。
 - (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画策定の業務又は類似業務の実績を有していること。
 - (5) 国税および地方税を滞納していないこと。

8 応募の手続き

応募は、応募者1者につき1提案とする。応募に当たっては、後述の参加表明書並びに企画提案書及び必要書類を提出するものとする。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出期間

令和5年9月4日(月)午前8時30分から令和5年9月13日(水)午後5時15分まで(閉庁日除く。)

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1)

イ 会社概要(様式第2)

ウ 募集要項に関する質問がある場合には、質問書(様式第3)

(3) 提出先

坂井市役所健康福祉部子ども福祉課

(4) 提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合でも上記提出期間必着とする。)

(5) 提出部数

1部

(6) その他

質問書に対する回答は、令和5年9月15日(金)までに電子メールで行う。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和5年9月29日(金)午前8時30分から令和5年10月6日(金)午後5時15分まで(閉庁日除く。)

(2) 提出書類

ア 企画提案書届出書(様式第4)

イ 企画提案書(任意様式)

A4版(縦・横問わず)で作成すること。ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

ウ 業務実施体制(任意様式)

本業務実施に関わる組織、担当者、人数、業務スケジュール等

エ 子ども・子育て支援事業計画策定業務又は類似業務の受託実績(任意様式)及び当該業務の契約書の写し(エ・オ合わせて5件まで)

オ 他市町村でのニーズ調査業務の受託実績及び当該業務の契約書の写し(任意様式)(エ・オ合わせて5件まで)

カ 見積書及び見積内訳書(任意様式)

必要経費については、業務内容及び人件費等の積算根拠(内訳等)が分かるように、見積金額とその内訳書を提出する。令和5年度業務と令和6年度業務それぞれについて別葉にて作成すること。

(3) 提出先

坂井市役所健康福祉部子ども福祉課

(4) 提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合でも上記提出期間必着とする。)

(5) 提出部数

9部(正本1部、副本8部)

- 11 審査
- (1) 審査基準
別紙「審査基準表」のとおり
 - (2) 審査方法
坂井市の庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、前記(1)に定める審査基準に基づき、優先交渉権者を選定する。なお、企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。
 - (3) 審査結果通知及び公表
審査の結果については、令和5年10月18日(水)までに応募者に通知する。

- 12 参加者の失格
参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 参加資格要件を満たさない場合
 - (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 公平な審査を阻害する行為があった場合
 - (4) その他、本事業の遂行に不相当と市が判断した場合

- 13 契約の締結
審査により優先交渉権者に選定された者に対し、正式な見積書の提出を求めることとし、その内容により契約の締結を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

- 14 その他
- (1) 選定スケジュール
第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務を委託する業者の選定スケジュールは、次のとおり予定している。

| 実施内容 | 日程 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 募集要項等の公表（公募開始） | 令和5年8月31日（木） |
| 参加表明書・質問書等の提出期間 | 令和5年9月4日（月）～ 令和5年9月13日（水） |
| 質問書の回答期限 | 令和5年9月15日（金） |
| 企画提案書等の提出期間 | 令和5年9月29日（金）～ 令和5年10月6日（金） |
| 審査（書面） | 令和5年10月13日（金）または 令和5年10月16日（月） |
| 審査結果通知期限 | 令和5年10月18日（水） |
| 見積書提出期限 | 令和5年10月24日（火） |
| 契約締結 | 令和5年10月31日（火） |

※各期間については目安であり、状況によって日程を変更する場合がある。

- (2) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾した場合については、この限りでない。
- (5) 提出書類等は、返却しない。また、必要に応じ補足資料等を求める場合がある。
- (6) 提出書類等に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (7) 参加表明後に辞退する場合は、参加表明辞退書（任意様式）を提出すること。

- (8) 業務を処理するために、個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。
- (9) 選定結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

別紙「審査基準表」

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 評価点の掛け率 | | | | |
|--------------------|-------------------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | A (1.0) | B (0.8) | C (0.5) | D (0.3) | E (0.1) |
| 1 実施体制 | 業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。 | 20点 | 極めて妥当 | 妥当 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 2 計画策定についての提案 | 計画策定に対する基本的な考え方、計画策定の提案は的確か。 | 20点 | 極めて的確 | 的確 | 普通 | やや不十分 | 不的確 |
| 3 ニーズ調査についての提案 | 調査内容を活用し、現状把握と課題を整理する手法は的確か。 | 20点 | 極めて的確 | 的確 | 普通 | やや不十分 | 不的確 |
| 4 子ども・子育て会議についての提案 | 子ども・子育て会議への関与、会議への提言は的確か。 | 20点 | 極めて的確 | 的確 | 普通 | やや不十分 | 不的確 |
| 5 実績 | 2点/件×件数（上限5件） | 10点 | | | | | |
| 6 価格 | 10点×最低価格（提案者の中で最も低額の価格）/見積価格 | 10点 | | | | | |
| 合計 | | 100点 | | | | | |

※各評価項目に関する記述がない場合は評価しない。（0点とする）